

Q：パートナーシップ・ファミリーシップ制度と婚姻制度はどう違うのですか？

A：婚姻は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。

一方、本市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ制度は、市が独自に実施するものであり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

Q：なぜ実施するのですか？

A：本制度は、自分らしく多様な生き方を応援するものです。この制度の導入により、性的マイノリティに関する社会的理解が進み、多様性が尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

Q：同居が必須条件ですか？

A：近年では社会的に、単身赴任をはじめとするパートナーとの遠距離生活などさまざまな生活スタイルが存在します。そのような方々にも対応できるよう、本市では同居を必須条件にしていません。ただし、少なくともどちらか一方が本市に住民票を置くことが必要です。

Q：宣誓を行えるのは同性同士のみですか？

A：一方または双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」「ファミリーシップ関係」である者であれば、宣誓可能です。届出者の戸籍上の性別は問いません。ただし、性的マイノリティでなく単なる事実婚関係にあるカップルは対象要件としておりません。

Q：他の人が代理で宣誓はできますか？

A：宣誓書の記入は代筆でも、可能ですが、提出にあたっては、担当課へ直接本人が申請をする必要があります。

ただし、病気等のご事情により、お二人での来庁が難しい場合は、ご相談ください。

Q：個室で手続等を行うことはできますか？

A：個室でのお手続きは可能ですが、希望される場合は、予約時にその旨を担当課までお伝えください。個室の空き状況によっては、ご希望の日時に対応できない可能性がありますので予めご了承ください。

Q：宣誓にあたって費用は発生しますか？

A：宣誓書の提出や宣誓証明カードの交付には費用はかかりません。
ただし、住民票の写し、戸籍謄本など申請において必要となる書類の
交付手数料は自己負担となります。

Q：土・日・祝日に宣誓することはできますか？

A：現時点では、市役所開庁時間とダイバーシティセンター開館時間
のみ対応とさせていただきます。

Q：通称名を使用できますか？

A：可能です。使用を希望される場合は、日常生活においてその通称
名を使用していることが確認できる書類（郵便物・社員証など）をご
提示いただく必要があります。

カードの掲載は通称名で記入しますが、宣誓書には本名と通称名
を同時にご記入ください。

Q：カードの交付はどれくらいの時間がかかりますか？

A：提出した書類に不備や不足などがなければ円滑に交付が可能です
が、お渡しまでにおおむね2～3週間のお時間をいただくことがあります。

Q：市外に転出する場合、カードを返還する必要がありますか？

A：返還届をご提出いただくとともに、カードも返還してください。

Q：パートナーシップを解消した場合、カードを返還する必要がありますか？

A：返還届をご提出いただくとともに、カードも返還してください。

Q：カードにはどのような効力や使い道がありますか？

A：カードに法的な効力はありませんが、本市の一部の行政サービスの申請の際に利用できます。

Q：カードを紛失又は汚損してしまいました。再発行できますか？

A：パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード再交付申請書（様式第3号）を提出することにより、証明カードの再交付を受け

ることができます。

Q：カードには有効期限がありますか？

A：宣誓書の保存期間が宣誓日から10年間となっているため、その時点で効力を失います。再度カードの発行を希望される場合は、当初と同じ宣誓手順に従い、手続きが必要となりますので予めご了承ください。

Q：なりすましや悪用はされませんか？

A：宣誓には、戸籍謄本や本人確認書類の提出を求める上で、直接本人による対面の宣誓とすることで、なりすまし等の悪用を防止します。

Q：パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携とは何ですか？

A：「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体間での住所の異動に伴う宣誓制度に係る手続きの負担軽減を図ることを目的とし、連携している自治体（以下、連携自治体）から本市へ転入、または連携自治体へ本市から転出した場合に、簡易

な手続きで証明書を交付するものになります。

本市においては、連携自治体で交付されている証明書または受領証等を掲示いただければ、継続申請書に署名いただくだけで、宣誓証明カードを発行できます。ただし、本市の市民であるという証明の住民票の抄本については提出が必要となりますので、ご注意ください。なお、継続申請書に署名いただくことで、継続申告があったことを住民票の異動前の連携自治体に通知されますので予めご了承ください。

Q：連携自治体へ転出する場合もカードの返還は必要ですか

A：連携自治体へ転出され、継続申告をされる場合は、転出先自治体において本市発行のカードの提示を求められる可能性があるため、返還届のご提出は必要ありませんが、別途担当窓口へ申出ください。なお、継続申告の方法は連携自治体により異なりますので、転入先の自治体にご確認ください。

（参考：大阪府 自治体間連携について）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/patoner/index.html>